

○議案第 号 木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年3月23日 条例第3号</p>	<p>木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年3月23日 条例第3号</p>
(目的)	(目的)
<p>第1条 この条例は、空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進にかんする特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進にかんする特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する目的とする。</p>
<u>(協議会)</u>	<u>(協議会等)</u>
第5条 略	第5条 略
<p>2 <u>協議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し協議する。ただし、第3号に掲げる事項については、市長が緊急を要すると認めて代行する</u>ときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行をした後、協議会へ報告するものとする。</p>	<p>2 <u>市長は、次に掲げる事項を協議会に諮問するものとする。ただし、第4号に掲げる事項については、措置の代行が緊急を要するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行について協議会へ報告するものとする。</u></p>
(1)・(2) 略	<u>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項</u>
(3) 第7条に規定する指導等に係る措置の代行に関する事項	<u>(2)・(3) 略</u>
(4) 略	(4) 第7条に規定する指導等代行措置に関する事項
3～5 略	(5) 略
<u>(指導等に係る措置の代行)</u>	<u>3 協議会は、前項の諮問に応じ、必要な協議、審議等を行う。</u>
第7条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。	<u>4～6 略</u>
2 市長は、前項の <u>規定による代行</u> をしたときは、所有者等から当該代行に要した費用を徴収するものとする。	<u>(指導等代行措置)</u>
第7条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。	第7条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。
2 市長は、前項の <u>措置を代行</u> したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。	2 市長は、前項の <u>措置を代行</u> したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。